

## 魅力ある県立学校づくりに向けた懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 少子高齢化や人口減少等で社会構造が変化する中，魅力ある高等学校教育を実現するための方策を検討するため，魅力ある県立学校づくりに向けた懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 懇話会は，委員10人程度をもって組織する。

2 委員は，学識経験者をはじめ様々な分野で活動されている人のうちから，県教育委員会が委嘱する。

### (役員)

第3条 懇話会に委員長1人，副委員長1人を置く。

2 委員長は，委員による互選とし，副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は，会務を総括し，懇話会を代表する。

4 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代行する。

### (会議)

第4条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は，必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は，会議の議長となり，議事を整理する。

3 懇話会は，必要があると認めるときは，委員以外の者に会議への出席を求め，意見を述べさせることができる。

### (懇話会の公開)

第5条 懇話会は公開を原則とするが，懇話会で協議の上，非公開とすることができる。

### (庶務)

第6条 懇話会の庶務は，鹿児島県教育庁高校教育課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか，懇話会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

### 附 則

この要綱は令和3年8月3日から施行する。